

## 接続検討申込み対象及び要否確認対象 一覧表

**凡例**

- : 申込みが必要
- : 確認依頼が可能(任意)
- : 申込み不要(ただし、希望される場合には申込みが可能)

		接続検討の要否確認	接続検討	(参考)送配電等業務指針の適用条文	備考		
発電所の新設	1		●	第79条第1項1号に該当			
需要者から発電者への変更 (発電設備の新設・増設・変更及び運用変更、需要減等)	2		●	第79条第1項1～3号に該当 (2号ア及びイは適用されない)			
既 連 系	同時最大受電 電力の増加	発電設備の増設	3		●	第79条第1項1号に該当	
		発電設備の変更(出力増)	4		●	第79条第1項2号に該当 (同号ア及びイは適用されない)	
		発電設備運用変更、需要減	5		●	第79条第1項3号に該当	
	同時最大受電 電力の増減なし	発電設備の増設+既設発電設備抑制運用等	6		●	第79条第1項1号に該当	
		発電設備の変更 <sup>※1</sup> (出力増減なし)	7	○ <sup>※3</sup>	● <sup>※4</sup>	第79条第1項2号に該当 第80条第1項各号に該当	※3: 接続検討の要否確認の依頼を行わず、接続検討の申込みも可能です。 ※4: 接続検討の要否確認の結果により、接続検討の申込みを省略できる場合があります。
	同時最大受電 電力の減少	発電設備の減設	8		□	第79条第1項に該当しない	
		発電設備の変更(出力減)	9	○ <sup>※3</sup>	● <sup>※4</sup>	第79条第1項2号に該当 第80条第1項各号に該当	※3: 接続検討の要否確認の依頼を行わず、接続検討の申込みも可能です。 ※4: 接続検討の要否確認の結果により、接続検討の申込みを省略できる場合があります。
		発電設備運用変更、需要増	10		□	第79条第1項に該当しない	
	発電者から需要 者への変更	発電設備の廃止	11		□	第79条第1項に該当しない	
		発電設備の減設	12		□	第79条第1項に該当しない	
		発電設備の変更(出力減)	13		□	第79条第1項に該当しない	
		発電設備運用変更、需要増	14		□	第79条第1項に該当しない	
	販売先の変更 (最大受電電力の 増減なし)	電力→新電力	15		□	第79条第1項に該当しない	
		新電力→電力	16		□	第79条第1項に該当しない	
新電力→新電力		17		□	第79条第1項に該当しない		
引込設備の変更 (最大受電電力の 増減なし)	引込設備の変更(連系系統の変更なし)	18		□	第79条第1項に該当しない		
	引込設備の変更(連系系統の変更あり <sup>※2</sup> )	19		●	第79条第1項4号に該当		
	計量設備の変更	20		□	第79条第1項に該当しない		
発電所の廃止	21		□	第79条第1項に該当しない			

※1 受電設備(遮断器等)、昇圧用変圧器、保護装置(接続検討申込書に記載のあるもの)、通信設備(同左)等の変更を含む

※2 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統が変更となる場合に限る。)